

令和7年度放課後児童クラブ申込みについてQ&A

Q1、夫婦別居の場合も勤務証明書の提出が必要ですか。

A1、離婚していなければ別居の場合でも必要です。

Q2、自営業等証明書の添付書類について、始めたばかりで申請書類等がない場合はどうしたらいいですか。

A2、勤務の実態や状況が確認できるよう記入し、申し込みの際にその旨を伝えてください。

Q3、県外から勤務証明書を取り寄せるため期限に間に合いませんがどうしたらいいですか。

A3、郵送でギリギリになる場合には、郵送前にFAXしてもらう等、期限内で提出できるよう各調整してください。(後日原本提出が必要です。)

Q4、郵送申請できますか。

A4、申請する児童クラブに確認したうえで申請してください。

Q5、同居している祖父母の勤務証明書は必要ですか。

A5、保護者の要件→父、母、それに代わる方であれば祖父母の証明書が必要です。

Q6、転入予定でも申請できますか。

A6、住所欄に現住所を記入し、同意書兼誓約書に転入予定住所及び時期を記入。ただし、入所時点で町内に住所を有すること。受け入れについては、各児童クラブの判断による。(空きがある場合等)

Q7、障がい児も入所できますか。

A7、障がいの程度や支援状況によるため事前に各児童クラブへご相談ください。

Q8、特別児童扶養手当(障がい児)の申請手続き中だが、提出期間に証書の提出が間に合わない場合はどうしたらいいですか。

A8、診断書等(写し)を提出してください。

Q9、離婚や転職の予定がある場合は、どうしたらいいですか。

A9、入所時点の状況によりお申込みください。その後、状況等の変更がありましたら、その都度お申込みの児童クラブへご連絡ください。

Q10、入所できない場合はどうしたらいいですか。

A10、校区内での待機児童として登録ができます。他にファミリーサポートセンター(社協)や児童館、図書館等のご利用も検討ください。